

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

1. 埋立地周辺
埋立地周辺の管理道路、雨水集排水施設、土留め擁壁及び飛散防止設備等の施設は、週に1回以上点検し、損傷、破損等が発見されたときは、直ちに補修を行うものとする。
2. 火災発生防止
 - (1) 埋立地内は、火気の使用を禁止とする。
ただし、火気を使用しなければならないときは、ガスの測定を行い、安全を確保した上で使用するものとする。
 - (2) 埋立作業機械には、消火器を常備するものとする。
 - (3) 埋立終了後、即日覆土を実施する。
3. 悪臭防止、飛散防止、衛生害虫、有害鳥獣発生防止
 - (1) 処分場の外に廃棄物が飛散し、または悪臭が発生しないように1日の作業終了時まで覆土を確実にを行うものとする。
 - (2) 薬剤散布は、原則として行わない。ただし、衛生害虫除去が必要となった場合は、適宜実施する。
 - (3) 廃棄物、覆土材の飛散防止のため、必要に応じて散水を行う。
 - (4) 有害鳥獣対策については、即日覆土を確実に実施する。
 - (5) 廃棄物運搬車両のタイヤ等に付着した泥土等が、処分場の外に出るのを防止するために洗車を確実にを行う。
4. 騒音・振動防止
埋立作業用重機は、低騒音・低振動型重機を使用するものとする。
5. モニタリング機能
 - (1) モニタリング
電氣的漏水検知システムにより、漏水の有無を常時監視し、漏水を検知した場合には、場所と時刻の自動記録を行うものとする。漏水が確認された場合、直ちに、その対策・補修を行うものとする。
 - (2) 遮水工
下地処理は、遮水シート施工前に、表面状況について点検を行うものとする。
遮水工施工時は、シートの目視点検及び接合部の接合状況について、エアージャク試験等を行うものとする。
6. 場内道路
路面、路肩（シート固定工）、法面等の点検は、週に1回以上行い、重大な破損箇所等があったときは、直ちに補修する。
7. 浸出水調整槽
 - (1) 調整槽の機能点検は、1月に1回行うものとする。
 - (2) 調整槽底部に溜まった土砂の堆積状況の確認は、1月に1回行うものとする。
土砂の除去は、1年に1回行うものとする。
8. 浸出水処理施設
浸出水処理施設の処理機能については、毎日作動状況の点検を行うものとする。
9. 地下水の水質
地下水集排水管より集水される地下水または地下水観測井戸の水質について、電気伝導率または塩化物イオン濃度を1月に1回測定し、記録を行い、顕著な変化が現れたときは、速やかに別表-1の項目について測定を行うとともに、原因を究明し、対策を講ずる。
10. 下水道放流の水質
下水道放流水の水質は別表-2の項目について、水素イオン濃度、BOD、SS、窒素は1月に1回以上、その他の項目は1年に1回以上測定・記録するものとする。
11. 気象観測
気象観測機器を設置して風向、風速、降雨量、温度及び湿度を測定し、強風や豪雨があった場合は作業を中止する。
12. 異常気象等
地震及び異常気象の直後は、全ての施設を点検し、異常の有無を確認する。

表-1 地下水採水場所及び分析項目

○地下水採水場所

場 所	住 所	備 考
①地下水及び浸出水集排水塔	処分場内	分析は①か②のどちらかで実施する。
②地下水観測井戸		

○分析項目と基準値

項 目	適 用 基 準	基 準 値	
カドミウム	環境基準*1	0.003mg/L以下	
全シアン		検出されないこと	
鉛		0.01mg/L以下	
六価クロム		0.05mg/L以下	
砒素		0.01mg/L以下	
総水銀		0.0005mg/L以下	
アルキル水銀		検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検出されないこと	
ジクロロメタン		0.02mg/L以下	
四塩化炭素		0.002mg/L以下	
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)		0.002mg/L以下	
1. 2-ジクロロエタン		0.004mg/L以下	
1. 1-ジクロロエチレン		0.1mg/L以下	
1. 2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	
1. 1. 1-トリクロロエタン		1mg/L以下	
1. 1. 2-トリクロロエタン		0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	
1. 3-ジクロロプロペン		0.002mg/L以下	
チウラム		0.006mg/L以下	
シマジン		0.003mg/L以下	
チオベンカルブ		0.02mg/L以下	
ベンゼン		0.01mg/L以下	
セレン		0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/L以下	
ふっ素		0.8mg/L以下	
ほう素		1mg/L以下	
1. 4-ジオキサン		0.05mg/L以下	
ダイオキシン類		D X N類特措法*2	1pg-TEQ/L以下

*1: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年3月13日、環境庁告示第10号)

改正 平10環告23・平11環告16・平20環告41・平21環告79・平23環告94・平24環告85・平26環告40・平26環告127

*2: 「ダイオキシン類対策措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」(平成12年1月14日、総・厚二)

表－２ 放流水採水場所及び分析項目

○放流水採水場所

場 所	住 所	備 考
①浸出水処理施設	処分場内	放流槽等

○分析項目と基準値

		項 目	基 準 値
処理困難物質	政令・水質汚濁防止法・上乗せ条例等の基準	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下
		シアン化合物	1mg/L以下
		有機燐化合物	0.2mg/L以下
		鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
		六価クロム化合物	0.5mg/L以下
		砒素及びその化合物	0.1mg/L以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
		アルキル水銀化合物	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/L以下
		トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
		テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
		ジクロロメタン	0.2mg/L以下
		四塩化炭素	0.02mg/L以下
		1. 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
		1. 1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
		シス-1. 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
		1. 1. 1-トリクロロエタン	3mg/L以下
		1. 1. 2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
		1. 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
		チウラム	0.06mg/L以下
		シマジン	0.03mg/L以下
		チオベンカルブ	0.2mg/L以下
		ベンゼン	0.1mg/L以下
		セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
		フェノール類	0.5mg/L以下
		銅及びその化合物	1mg/L以下
		亜鉛及びその化合物	1mg/L以下
		鉄及びその化合物	3mg/L以下
		マンガン及びその化合物	1mg/L以下
		クロム及びその化合物	2mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L以下		
ニッケル及びその化合物	1mg/L以下		
その他の物質	条例で定める基準の限度	水素イオン濃度（pH）	5を超え9以下
		生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/L未満
		浮遊物質（SS）	600mg/L未満
		n-ヘキサン抽出物（鉱油類）	5mg/L以下
		n-ヘキサン抽出物（動植物油脂類）	30mg/L以下
		温度	45℃以下
		沃素消費量	220mg/L未満
		窒素	240mg/L未満
		磷	32mg/L未満
		カルシウムイオン ^{*1}	100mg/L以下
ダイオキシン類 ^{*2}	10pg-TEQ/L以下		

（備考）カルシウムイオン及びダイオキシン類以外は、「神奈川県 下水道法に基づく事業場等の排除基準」が適用される。

*1：設備の維持管理上必要なため処理対象とした。

*2：地元住民の要望により処理対象とした。